

マル経融資ご利用のみなさまへ！



マル経融資利子補給のご案内

水戸市では、市内の小規模事業者支援の充実を図るため、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）を受けた方に対し、利子補給を行います。

□ 補給率

1 % 分

□ 補給期間

融資を実行した日から 3 年間

■ 対象者・・・小規模事業者経営改善資金融資制度利用者で以下の要件を満たす方

- (1) 市内に事務所もしくは事業所を有する法人、または、市内に住所を有する個人事業者であること
- (2) 市税の滞納がないこと

■ 補給金交付の対象となる融資の限度額・・・1,000万円

■ 実施期間・・・平成29年4月1日～令和8年3月31日

※上記期間内に融資実行されたものについて、3年間補給いたします。



マル経融資を実行したら

- ① マル経融資利子補給 事前確認書
- ② 借用証書の写し
- ③ お支払額明細書の写し

※上記の3点を水戸市商工課へ提出してください。

※①の様式は市HPのマル経融資利子補給のページからダウンロードできます。(<https://www.city.mito.lg.jp/001437/001445/p018545.html>)

☎ お問合わせ先

〒310-8610 水戸市中央1-4-1

水戸市 産業経済部 商工課 商工労政係

Tel : 029-232-9185 Fax : 029-232-9232

E-mail : commerce@city.mito.lg.jp



補給金交付申請の流れ

